

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令について

(平成29年度予算関連)

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成29年法律第42号）の一部の施行に伴い、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）について、海上自衛隊の使用する船舶と同様、海難による被害者を救助した場合、被服等を無償で貸し付けることができるよう規定を整備する。（第13条第1項関係）

3 施行期日

平成29年11月30日（防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条から第111条までの改正規定の施行の日）